

築上町告示第8号

平成27年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成27年2月19日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成27年3月3日
  - 2 場 所 築上町役場議事堂
- 

○開会日に応招した議員

工藤 政由君	小林 和政君
宮下 久雄君	西畑イツミ君
西口 周治君	塩田 昌生君
丸山 年弘君	吉元 成一君
武道 修司君	塩田 文男君
工藤 久司君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
田村 兼光君	

---

○3月9日に応招した議員

---

○3月10日に応招した議員

---

○3月11日に応招した議員

---

○3月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成27年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成27年3月3日 (火曜日)

---

議事日程 (第1号)

平成27年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第1号 平成26年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について
- 日程第5 議案第2号 平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第6 議案第3号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号) について
- 日程第7 議案第4号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第8 議案第5号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第9 議案第6号 平成27年度築上町一般会計予算について
- 日程第10 議案第7号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第8号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第9号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 平成27年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第11号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第12号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第13号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第14号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第15号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第16号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算について

- 日程第20 議案第17号 平成27年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第18号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 築上町放課後児童クラブ室条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第31号 船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第32号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第33号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第34号 新町建設計画の変更について
- 日程第38 議案第35号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第39 議案第36号 工事委託に関する協定についての議決内容の一部変更について
- 日程第40 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第40号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第44 議案第41号 築上町教育委員会委員の任命について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第1号 平成26年度築上町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第5 議案第2号 平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第3号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第4号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第5号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第6号 平成27年度築上町一般会計予算について
- 日程第10 議案第7号 平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第8号 平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第9号 平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 平成27年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第11号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第12号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第13号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第14号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第15号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第16号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第17号 平成27年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第18号 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第23 議案第20号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 築上町放課後児童クラブ室条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第31号 船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第32号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第33号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第34号 新町建設計画の変更について
- 日程第38 議案第35号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第39 議案第36号 工事委託に関する協定についての議決内容の一部変更について
- 日程第40 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第40号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第44 議案第41号 築上町教育委員会委員の任命について

---

出席議員（15名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 工藤 政由君 | 2 番 | 小林 和政君 |
| 3 番 | 宮下 久雄君 | 4 番 | 西畑イツミ君 |

5番	西口	周治君	6番	塩田	昌生君
8番	丸山	年弘君	9番	吉元	成一君
10番	武道	修司君	11番	塩田	文男君
12番	工藤	久司君	13番	中島	英夫君
14番	田原	宗憲君	15番	信田	博見君
16番	田村	兼光君			

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君                      係長 脇山千賀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川	久三君	副町長	……………	八野	紘海君
教育長	……………	進	俊郎君				
会計管理者兼会計課長	……………					麦田	厚子君
総務課長	……………	則行	一松君	財政課長	……………	八野	繁博君
企画振興課長	……………	渡邊	義治君	人権課長	……………	金井	泉君
税務課長	……………	神崎	一浩君	住民課長	……………	加藤	秀隆君
福祉課長	……………	平塚	晴夫君	産業課長	……………	田村	啓二君
建設課長	……………	平尾	達弥君	都市政策課長	……………	久保	和明君
上水道課長	……………	加來	泰君	下水道課長	……………	古田	和由君
総合管理課長	……………	松田	洋一君	環境課長	……………	進	信博君
農業委員会事務局係長	……………					武道	博君
商工課長	……………	中野	康弘君	学校教育課長	……………	繁永	和博君
生涯学習課長	……………	宮尾	孝好君	監査事務局長	……………	永野	隆信君

---

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） それでは議題に入ります。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成27年第1回築上町議会

定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆様、本日、招集いたしましたところ全議員の出席がありましてありがとうございます。

先ほど表彰を受けられました中島議員、西畑議員、まことにおめでとうございます。

さて、行政報告でございますけれども、3月1日に豊前から宇佐までの高速道路が開通いたしました。そして、残念ながら豊前の一部が、まだ工事ができないという状況でございますので、全線開通にはもう1年かかるという予定がされておるようでございますけど、非常に便利になりました。

福岡に行くのに1時間10分ぐらいで行けるようになりまして、小倉までも40分ぐらいで行けるようになりました。そういうことで、ほんとに物流という形の中では、この高速道路が大事だなということがひしひしと感じられたところでございます。

それから後、3月10日に旧蔵内邸の名勝指定が決まりました。国のほうが3月10日の日に告示をするという連絡がありました。

そして後、地方創生事業という形の中で、いろんな形の中で考えなければいけないということで、職員から提案という形の中で、皆さんの施策文を提案して出していただいたところです。非常にすばらしい施策文の提案があったところでございますし、また、それを肉づけしていく必要があるのではなかろうかなとこのように考えているところでございます。

そして、全国的な形の中では、米軍受入の6基地協議会がございしますが、去年の総会の時点で、大規模な災害で相互応援の、一応協定書を結ぼうではないかというようなことで決定がされたところでございます。

そして、今、北から南へずっとその協定書を持ち回りで、印鑑を押してきておるということで、ようやく本町にもたどり着いてきたところでございます。後、みやこ町、行橋ということで、協定をしながら新田原基地の宮崎のほうに送付をしていくと、このようなことになっておりますので、多分、3月中にはこの協定書が、全部印鑑がそろうのではなかろうかなとこのように考えておるところでございます。

そして、進教育長が頑張っていたいただきましたが、3月25日付をもって、一身上の都合で辞任をしたいという、教育委員を辞任したいという申し出がございましたし、本人の意思もかたいということで、この辞任の届けを受理をいたしました。あと、後ほど議案のほうには後任の教育委員さんの御承認をいただくように議案として出さしていただいております。

それから、今議会の議案は全部で41議案でございますが、補正予算が5件、それから当初予算12件、条例16件、それから合併の支援措置が5年間延びましたので、新町建設計画の変更

等々の規約の変更等、他町村の組合への加入ということで規約の変更等々3件ございます。

それから、公共施設の指定管理、これが、今回、新たに学童保育2カ所を設定しましたんでこれと、それから、つきプロヴァンスへのメタセの杜の指定ということで、一応、議案として出させていただきますとおるところでございます。

それから後、人事案件ということで、教育委員が2件、議案として出ささせていただいております。

よろしく御審議をいただきながら、全議案御採択をいただきますようお願い申し上げまして、行政報告にかえさせていただきたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告を終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### **日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、14番、田原宗憲議員、15番、信田博見議員と指名します。

---

#### **日程第2. 会期の決定**

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

○議会運営委員長（信田 博見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

2月26日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

3月3日火曜日の本日は、本会議で議案の上程。なお、議案第35号福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について並びに議案第36号工事委託に関する協定についての議決内容の一部変更については、本日即決することとして協議しました。

また、議案第40号、41号の人事案件については、中日、3月9日に採決することとして協議しました。

3月4日水曜日、3月5日木曜日、3月6日金曜日は、議案考案日とします。

3月7日土曜日、3月8日日曜日は、休会とします。

3月9日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

3月10日火曜日は、一般質問とします。

3月11日水曜日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合



は休会とします。

3月12日木曜日は、休会といたします。

3月13日金曜日は、厚生文教常任委員会とします。

3月14日土曜日、3月15日日曜日は、休会とします。

3月16日月曜日は、産業建設常任委員会とします。

3月17日火曜日は、総務常任委員会とします。

3月18日水曜日は、委員会予備日とします。

3月19日木曜日は、本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決です。

今回、中学校及び小学校の卒業式の日時を考慮しての日程でございます。御了承をお願いします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問をお願いします。

また、一般質問の受付締め切りは、あす正午までといたします。

以上、会期は、本日から3月19日までの17日間とすることが適当だと決定いたしましたので御報告をいたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 以上で委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日3月3日から19日までの17日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月19日までの17日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように議案第1号ほか40件です。ほかに報告事項は、お手元に配付のとおり専決処分の報告2件と例月出納検査報告でございます。

専決処分の報告は、町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づくもので、築上町椎田駅前周辺活性化促進事業資金貸付返還金収納に関する事項で、必要な訴えの提起、和解及び調停に関することの専決処分です。

議事に入ります。

---

### 日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

日程第6. 議案第3号

日程第7. 議案第4号

日程第8. 議案第5号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第4、議案第1号平成26年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第8、議案第5号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第5号までは、一括議題とすることに決定しました。

日程第4、議案第1号平成26年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第8、議案第5号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） **議案第1号**平成26年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町一般会計補正予算（6号）を別紙のとおり提出する。

**議案第2号**平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

**議案第3号**平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

**議案第4号**平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

**議案第5号**平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第1号平成26年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてで

ございますけれども、本予算は既定の歳入歳出予算の総額103億2,630万円に1億8,240万円を追加いたして、総額を105億870万円に定めるものがございます。

予算内容は、基本的には、今までの予算の執行残によるもの等々。それから、新たなものとしたしましては、町債の繰上償還を1億4,500万ほどしたく考えております。

それから、環境施設の基金積立金1億500万を積み立てようと。

それから後、新たな事業は、国のほうの国民に経済活性化のために還元をするというようなことで、地域住民生活等緊急支援事業ということで、本町は商品券の発行事業をということで、これが3,317万3,000円と、これはもう2カ年事業になりまして総額、大体1億発行するというような考え方でおるところでございます。

歳入は、主なものは、先ほどの地域住民生活等緊急交付金7,925万円ということで、一応いただくようにしておるところでございます。

それから、特定防衛施設整備周辺調整交付金。これが、一応1億500万円増額をさしていただいて、積立金に充てる予定でございます。

それから後は、基金の繰入金。これは当初予定をしておりましたけれども、財源の目鼻がつかまして、基金から3億500万円を取り崩さなくていいような状況で減額をさしていただいております。

それから、前年度の繰越金、これを3億792万5,000円計上をさしていただいております。

よろしくお願ひ申し上げます。

それから、議案第2号平成26年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額を318万5,000円追加をいたしまして、それぞれ587万8,000円の総額とするものでございます。

内容は、霊園販売増に伴う永代使用料受入基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第3号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてございますけれども、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額が28億5,380万8,000円でございますが、これに1,620万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を28億7,001万5,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、過年度の国県返納金、それから（トウジン）に伴う償還金の増額補正でございます。

歳入は、一般会計から1,620万7,000円を繰り入れる予定にしておるところでございます。

歳出は、先ほどの保険給付の減額1,855万5,000円並びに償還金です。これは、返納金の中で3,475万2,000円補正をいたすところでございます。

続きまして、議案第4号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本予算は、公営企業会計移行に向けて下水道施設の資産調査、評価及び支援業務を委託をして実施をしていますが、期間を延長するものでございます。

主な理由といたしましては、下水道の資材収集及び資料整備に不足の期間をいたしたためであります。よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、議案第5号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算も水道管理台帳システムの構造業務において、管路の調査に時間が要しているため、一部予算を繰越明許にする繰越措置をするものでございます。

よろしく、5議案ともお願い申し上げまして、御採択をお願いいたします。

以上です。

---

### **日程第9. 議案第6号**

#### 日程第10. 議案第7号

#### 日程第11. 議案第8号

#### 日程第12. 議案第9号

#### 日程第13. 議案第10号

#### 日程第14. 議案第11号

#### 日程第15. 議案第12号

#### 日程第16. 議案第13号

#### 日程第17. 議案第14号

#### 日程第18. 議案第15号

#### 日程第19. 議案第16号

#### 日程第20. 議案第17号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第9、議案第6号平成27年度築上町一般会計予算についてから、日程第20、議案第17号平成27年度築上町水道事業会計予算についてまでを、会議規則第37条の既定により、一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第17号までは一括議題とすることに決定しました。

日程第9、議案第6号平成27年度築上町一般会計予算についてから、日程第20、議案第17号平成27年度築上町水道事業会計予算についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第6号平成27年度築上町一般会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第7号平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第8号平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第9号平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第10号平成27年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第11号平成27年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第12号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第13号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第15号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第16号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第17号平成27年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成27年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第6号は、平成27年度築上町一般会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億2,750万円と定め、一時借入金の限度額を15億円と定めております。前年度当初予算と比較いたしますと12億5,370万の増で、率にいたしますと14.29%の増額となっており、これは、前年度は骨格予算と、町長選挙のための骨格予算ということで、一応、少ない形で、今回の伸びは多ございます。

主な予算を申しますと、歳入においては、町民税等々、歳入は若干去年よりも少な目に組んでおるところでございます。国からのいろんな地方交付税あたり、これにつきましては、合併の支援措置がだんだん少なくなってきておるといのが現実でございますし、これも少し減額ぎみに組まさせていただきます、町税においても伸びが非常に悪いというようなことで、大体1.6から2%ぐらいの減額という形で組まさせていただきますおるところでございます。

そのために、町債の発行を少し多目という形で2億4,823万6,000円。昨年に比べれば、52%増という形で、これも骨格予算でございましたんで、一応、普通建設事業も、今回は、一応当初予算に計上させていただきますおとすんで、こういう状況になっておるところでございます。

歳出につきましては、職員の人件費、これがことしはベアがありまして、5,287万1,000円増額させていただきますおとす。

それから、公債費は、定期償還の減により2億2,100万程度減額になります。そういう形で、少な目に組まさせていただきますおとすところでございます。

それから、扶助費は若干増加してまいっておるところでございます、6,540万9,000円増加をいたして。後は、義務的経費ということで、先ほど申しましたけど人件費とか全て義務的経費になりますけれども、全体的には1億294万5,000円を減じておとすところでございます。

そして後、普通建設事業は6億9,529万4,000円ということで、前年に比べれば大幅な増額をいたしておとすところでございます。

なお、財政不足につきましては、財政調整基金の積立金、減債基金それから地域振興基金の取り崩し等々で、これを4億9,000万、また、町債の発行が7億2,593万6,000円を予定させていただきますおとすところでございます。

そしてまた、今後、老朽化した公共施設の維持、補修、それから合併算定替えによる地方交付税の特例的な加算額が、段階的に削減されるということで、非常に一般財源は、少しずつ減っていく見込みでございますおとすんで、厳しい町財政、なんとか身の丈にあった予算をつくりながらということで、今回、予算を作成させていただいたところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

次に、議案第7号でございますけれども、平成27年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ196万8,000円と定め、一時借入金の最高限度額を2億9,900万と定めるものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務管理費182万4,000円でございますが、この財源は、貸付金の元利収入99万2,000円及び県補助金97万2,000円を充当をいたしておるところでございます。なお、貸付金の滞納額が多額であり、この回収に向けて全力で取り組んでおるところでございますけれども、なかなか全体的には向上していないというのが現状でございますけれども、多少の収入は得ておるということで、気を長くしながら、そして時効にならないような措置を講じながら回収に向けて頑張っていきたいと、このように考えております。

次に、議案第8号平成27年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、歳入歳出予算を526万3,000円と定めるものでございます。今年度の貸付予定は、新規6名、大学生4名、短大生2名と、継続貸付予定者3名の貸付金で486万円を計上させていただいております。

次に、議案第9号平成27年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ207万7,000円と定めるものでございます。本会計も、既貸付金の回収業務ということでございます。

貸付金の元利収入207万5,000円は、一応予定しておりますが、事務費及び一般会計繰出金を充てておるところでございます。なかなかこの会計も、あと何名かは貸付金の返済者が滞っておるとい状況でございますけれども、今、ちょうど裁判のほうに持ち込んでいっておるのが1件ございます。

それから、議案第10号は、平成27年度築上町霊園事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ335万3,000円と定めるものでございます。平成27年度の販売予定は、小2区画を見込んで計上させていただいております。

歳入、使用料及び手数料は130万9,000円、事業費及び一般会計へ繰入金は204万円とさせていただいております。

歳出は、一般管理費235万1,000円、それから一般会計繰出金100万円を予定しておるところでございます。

なお、現在までには、一応累計額、過去5年の販売実績ということで、19基が5年間で販売をしておるところで、合計です。それから、中が29基、小が130基。販売が、全てで178基販売をしておるところでございます。

次に、議案第11号平成27年度築上町国民健康保険特別会計予算でございますが、本予算は、歳入歳出予算総額を30億5,358万2,000円と定め、一時借入金の最高限度額を3億と定めるものでございます。

本年度、被保険者の減少を勘案し、保険給付金総額を19億2,114万7,000円と計上しておるところでございます。前年度比では、約1%減額を見込んでおるところでございます。

本年度は保険財政共同安定化事業の対象経費が、これまでの30万超の医療費から、全ての医療費を交付対象とすることになりました。そのために、歳入として共同事業交付金及び歳出としての共同事業拠出金ともに3億円の減額となっております。また、平成26年度の医療費実績を勘案いたしまして、医療費総額を前年度比1.0%の減ということで計上をさしていただいております。

歳入の主なものは、国保税4億3,391万5,000円、国県支出金が7億2,293万6,000円と。それから、療養給付費等交付金1億5,652万6,000円、前期高齢者交付金7億1,740万7,000円、県支出金として1億8,006万3,000円、共同事業交付金6億5,051万5,000円、一般会計繰入金といたしまして、1億9,073万9,000円をすように計上さしていただいております。

歳出は、保険給付費が主なものでございます。

次に、議案第12号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算は、歳入歳出予算の総額を3億2,187万8,000円と定めるものでございます。この特別会計は、後期高齢者医療の保険料を徴収して、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金としてするための特別会計でございます。保険料といたしましては、2億1,819万3,000円を予定して、後、一般会計の繰入金として1億364万7,000円を歳入で計上しております。

歳出は、総務管理費1,096万8,000円、後期高齢者広域連合納付金が3億840万8,000円、予備費として150万を計上さしていただいております。

次に、議案第13号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算でございます。本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,396万6,000円と定め、一時借入金の最高額を3,000万と定めるものでございます。

主なものは、下水道事業収益として下水道使用料4,261万8,000円、一般会計からの補助金が3,696万円、資本的収入として受益者分担金127万9,000円、国庫補助金2,500万円、一般会計補助金9,677万4,000円、下水道事業債2,100万円を予定をしております。

歳出の主なものは、下水道管理費として処理場費4,578万6,000円、支払利息3,035万6,000円、資本的支出として水道管渠拡張工事である特定管渠保全公共下水道事業費9,138万5,000円、下水道事業債償還金5,100万円を予定をしております。

あと残り少ない事業でございますけれど、管路工約800メートルとマンホールポンプ設置工



事を予定をしておるところでございます。

次に、議案第14号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億111万7,000円と定めまして、一時借入金の最高額を4,000万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、下水道事業収益として、下水道使用料6,126万9,000円、一般会計補助金6,327万1,000円、資本的収支として一般会計補助金が7,494万6,000円を予定させていただいております。

歳出の主なものは、下水道管理として処理施設費8,256万7,000円、支払利息は3,820万1,000円、資本的支出として下水道事業償還金7,394万円を予定をさせていただいております。

次に、議案第15号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計予算でございますが、本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,729万2,000円と定め、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、下水道事業収益として下水道使用料86万5,000円、一般会計補助金3,269万4,000円、資本的収入として受益者負担金1,071万8,000円、国庫補助金が2億800万円、一般会計補助金2億3,570万9,000円、下水道事業債1億3,900万円でございます。

歳出の主なものは、下水道管理として処理場費が2,095万、支払利息1,191万2,000円、資本的支出として下水道管渠拡張工事である下水道事業費5億9,242万7,000円を予定をしておるところでございます。

管路工事は、約4,200メートルを計画をしております。

次に、議案第16号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計予算でございますが、本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,850万8,000円と定め、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、給水事業収入6,684万1,000円、国庫補助金5,400万円、一般会計繰入金1億9,339万3,000円、町債が6,400万円でございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費の一般管理費6,443万円、財産管理費4,414万円、簡易水道施設整備事業費2億430万4,000円、公債費町債元利償還が6,363万3,000円を予定をしておるところでございます。

なお、事業は水道老朽管の布設替で約5キロを計画をしておるところでございます。

次に、議案第17号平成27年度築上町水道事業会計予算についてでございますが、本予算は、業務の予定量の収益的、資本的収入額及び一時借受金の借入限度額を5,000万円と定めるも

のでございます。

具体的には、第3条予算の収益的収入及び支出の水道事業収益2億8,439万8,000円で、水道事業費用は2億3,222万円となっております。第4条予算の資本的支出の主なものは、建設改良費の648万2,000円、それから、企業債償還金8,698万8,000円となっております。

以上、12議案よろしく御審議をいただきながら御採択をお願い申し上げます。

---

**日程第21. 議案第18号**

日程第22. 議案第19号

日程第23. 議案第20号

日程第24. 議案第21号

日程第25. 議案第22号

日程第26. 議案第23号

日程第27. 議案第24号

日程第28. 議案第25号

日程第29. 議案第26号

日程第30. 議案第27号

日程第31. 議案第28号

日程第32. 議案第29号

日程第33. 議案第30号

日程第34. 議案第31号

日程第35. 議案第32号

日程第36. 議案第33号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第21、議案第18号築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第36、議案第33号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第33号までは、一括議題とすることに決定しました。

日程第21、議案第18号築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第36、議案第33号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） **議案第18号** 築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第19号** 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第20号** 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第21号** 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第22号** 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第23号** 築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第24号** 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第25号** 築上町放課後児童クラブ室条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第26号** 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第27号** 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第28号** 築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第29号** 築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第30号** 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第31号** 船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第32号** 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第33号** 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年3月3日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第18号は、築上町行政手続条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日で施行されます。このために法律要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度や、法律違反の事実を発見した場合において行政庁に対して是正のための処分等を求める制度などが創設されました。このために条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第19号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、現下の地方行財政の状況等地域の状況を踏まえ、人事院勧告制度を尊重いたしまして、適切な改正を行うことにいたしております。そのため、築上町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第20号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行がされました。それに伴い、築上町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。教育長を特別職という給与上するものでございます。

次に、議案第21号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、先ほどと同じでございます。

次に、議案第22号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例は、これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、築上町旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第23号築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定でございます。本条例案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、築上町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を新しく制定するものでございます。

次に、議案第24号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、八津田地区及び下城井地区に新たに放課後児童クラブ室を建設したことによりまして、育成施設の名称及び位置を変更する必要があるございます。条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第25号築上町放課後児童クラブ室条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、八津田地区及び下城井地区に新たに放課後児童クラブ室を建設したことにより、育成室の名称及び位置を変更する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第26号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、農業集落排水事業西部地区の供用開始に伴いまして、汚水を処理する施設の名称、位置、区域の追加が必要なため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第27号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、企業立地促進法及び過疎法に基づきまして、固定資産税の減免の対象となる業種を追加し、企業誘致を有利に行うため、築上町企業立地促進条例の一部を改正するものでございます。主な改正点といたしましては、対象業種を卸売事業と旅館業の追加でございます。

次に、議案第28号築上町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、当該行為が天候に左右される例が多いため、現行の許可の対象期間内に実施できない場合が多いと、その場合に申請者は許可申請を再提出する必要があるとございます。自治会長会から対象期間を延ばすような要望がございました。考慮した結果、申請者の負担軽減及び事務処理の効率化を図るために、築上町火入れに関する条例の一部を期間申請してから有効期間の期間を延長する条例でございます。

次に、議案第29号築上町奨学金条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、運営審議会委員の構成について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第30号築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、築上町歴史民俗資料館の開館日を変更し、築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正するものでございます。非常にこの民俗資料館の訪問者が少ないという理由もございまして、開館日をちょっと1日にするというようなこととするものでございます。

次に、議案第31号船迫窯跡公園条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、船迫窯跡公園体験学習会に隣接して埋蔵文化財収蔵庫が新設されたことによりまして、施設全体を築上町埋蔵文化センターとして運用するため、船迫窯跡公園条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第32号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、旧蔵内邸のすぐ横に休憩所、駐車場が新設されました。また、敷地が文化財保護法の規定に基づく国の名勝に指定をされるために、築上町旧蔵内邸条例の一部を変更するものでございます。

次に、議案第33号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する

条例の制定でございます。本条例案は、一般職の職員に準じて人事院勧告を尊重しながら公営企業職員の給与を種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議をいただきながら、全議案とも御採択をお願い申し上げます。

---

### **日程第37. 議案第34号**

○議長（田村 兼光君） 日程第37、議案第34号新町建設計画の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第34号新町建設計画の変更について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号以下旧合併特例法という）第5条第7項の規定により提出する。平成27年3月3日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第34号は新町建設計画の変更でございます。築上町の新町建設計画は平成18年度から平成27年度までの10カ年を計画期間としていましたが、平成23年の3月11日の東日本大震災の発生を受け、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

この被災地以外の自治体においても、この地方債を起こすことができる期間が5年間延長をされたものでございます。そのために新町建設計画を変更することになったわけでございます。当計画の変更は計画期間を平成32年度まで5年間延長することを主体としておりますが、第7章公共施設の適正配備と整備、この期間内に庁舎の整備等が可能となるような内容の追加及び財政計画を変更しておるものでございます。市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

---

### **日程第38. 議案第35号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第38、議案第35号福岡縣市町村職員退職手当組合格規約の変更については、組合格規約の案件です。よって、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第38、議案第35号福岡縣市町村職員退職手当組合格規約の変更についてを議題とします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第35号福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。平成27年3月3日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第35号は福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。本議案は、平成27年4月1日から、有明広域葬斎施設組合が名称変更になります。そのために福岡県市町村退職手当組合の規約を変更する必要が生じております。地方自治法第290条の規定により加盟市町村の議決が必要になるわけでございます。

よろしく審議をいただきながら、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第35号について採決を行います。議案第35号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第39. 議案第36号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第39、議案第36号工事委託に関する協定についての議決内容の一部変更については、契約案件です。よって、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は、委員会付託を省略し本日即決することに決定しました。

日程第39、議案第36号工事委託に関する協定についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第36号工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一

部変更について、平成25年8月6日付、議案第60号をもって議決された「築上町公共下水道椎田浄化センター建設工事委託に関する協定その2」の工事委託に関する協定の締結にかかる議決内容の一部を次のように改める。平成27年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第36号は工事委託に関する協定についての議決内容の一部変更についてでございます。本議案は、工事委託に関する協定の一部変更についてであり、協定は「築上町公共下水道椎田浄化センターの建設工事委託に関する協定その2」でございます。

本委託締結は随意契約により、日本下水道事業団が消費税込みで9,440万円で一応契約をしておりました。これは、平成25年の7月23日に仮契約を締結いたしまして、25年の8月6日に臨時議会において議決をいただき本締結としたものでございます。なお、この後、入札をしてその入札残を下水道事業団から契約を減らす議案でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第36号について採決を行います。議案第36号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第40. 議案第37号**

#### **日程第41. 議案第38号**

#### **日程第42. 議案第39号**

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第40、議案第37号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第42、議案第39号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第39号までは一



括議題とすることに決定しました。

日程第40、議案第37号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第42、議案第39号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） **議案第37号**公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。

**議案第38号**公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。

**議案第39号**公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。平成27年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第37号は公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。この件につきましては、築上町児童館の指定でございますけれども、3年前までは一応直営で行ってございましたけれども、人事管理面等々の障害があり、社会福祉協議会のほうに指定管理をいたしております。引き続き社会福祉協議会のほうに指定管理をいたしたく、この議案を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

よろしく御審議をいただき、御採択お願い申し上げます。

また、議案第38号につきましても、公の施設に係る指定管理者の指定で、これも築上町放課後児童クラブということで、現在、築城キッド、これも3年前から社協のほうに指定管理をしておるところでございます。引き続き社協のほうに一応指定管理を行いたいという議案でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第39号公の施設に係る指定管理者の指定でございますが、本議案は、築上町物産館「メタセの杜」外周辺の指定管理でございますが、第三セクターでございます「つきプロブァンス」一応指定管理を今までずっと行ってきております。引き続き「つきプロブァンス」のほうに指定管理を行いながら良好な運営に努めてもらいたいと、このようなことで考えておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

---

#### **日程第43. 議案第40号**

○議長（田村 兼光君） 日程第43、議案第40号築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第40号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記のを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成27年3月提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第40号は、築上町教育委員会委員の任命についてでございます。本案は、築上町教育委員会委員田中真理子氏が平成27年3月24日をもって任期満了となります。引き続き築上町教育委員会委員に、田中真理子氏を任命する案件でございます。

なお、田中真理子氏は一応私は地方教育行政法の中に、保護者代表が望ましいということで、保護者代表という形で考えておるところでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

---

#### 日程第44. 議案第41号

○議長（田村 兼光君） 日程第44、議案第41号築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第41号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記のを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成27年3月3日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第41号も築上町教育委員会委員の任命についてでございます。本案は、築上町教育委員会委員進俊郎氏が平成27年3月25日をもって退任をいたします。新たに築上町教育委員会委員に中村ひろ子氏を任命する案件でございます。

なお、中村氏の略歴につきましては、資料の中に皆さんにあげてると思いますので、御参照の上、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（田村 兼光君） ここで議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時15分散会

---